

平成25年5月1日

三次市産業部商工振興課

三次市リフォーム支援事業補助金受付開始

三次市では、建築関連工事の促進による地域経済の活性化及び市民の住環境の向上を図るため、市内の店舗等又は住宅のリフォームに要する経費に対して補助金を交付します。

その受付を次のとおり行います。

- 1 日時 平成25年5月8日（水）～5月21日（火）
- 2 場所 産業部商工振興課（三次市生涯学習センター2階）
- 3 内容
 - (1) 対象工事：補助金交付決定後に着工する住宅・店舗等の増改築・修繕等の工事で、消費税を除く工事金額が50万円以上の工事
 - (2) 補助金額：工事金額の10%以内（上限：住宅20万円、店舗等30万円）
 - (3) 申込資格：市内の当該住宅・店舗等を所有する市民又は法人で市税を完納しており、当該工事が他の補助制度の対象となっていないこと
 - (4) 工事業者：市内に住民登録と主たる事業所を有する個人事業者又は市内に本店を有する法人事業者
- 4 添付書類 「三次市リフォーム支援事業のご案内」

本件に関するお問い合わせ先



三次市 産業部 商工振興課 商工振興係（担当／新家, 坂田）

電話番号:0824-62-6171 FAX番号:0824-64-0172

E-mail: shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-0013 広島県三次市十日市東三丁目14番25号